

実績評価書

平成16年7月

政策体系	番号	
基本目標	1	安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	12	妊娠婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること
	I	地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる保健医療体制の確保を図ること
担当部局・課	主管部局・課	健康局総務課地域保健室、保健指導室
	関係部局・課	

1. 施策目標に関する実績の状況

実績目標1	保健所、市町村保健センター等の整備を通じた地域保健活動の基盤を整備すること
(実績目標を達成するための手段の概要) 保健衛生施設等施設整備費補助金による整備の推進	
(評価指標)	
保健所数 (箇所)	H11 641
市町村保健センター数 (箇所)	H12 1,630
	H13 594
	H14 592
	H15 582
	H15 576
(備考) 平成16年度保健衛生施設等施設整備費補助金 11,174百万円	
実績目標2	地域保健従事者の人材確保及び資質の向上を図ること
(実績目標を達成するための手段の概要) 保健師の計画的な増員 1,355人(H13~H16年度)	
(評価指標)	
保健師未設置又は1人設置市町村(数)	H11 175
保健師中央研修受講者人数(人)	H12 120
保健所等専門職人数(人)	H13 57,857
	H14 58,851
	H15 59,959
	H15 61,113
(備考) 平成15年度の保健師未設置又は1人設置市町村数及び保健所等専門職人数については調査中。	
実績目標3	地域における健康危機管理体制の確保を図ること
(実績目標を達成するための手段の概要) 健康危機管理保健所長等研修の開催	

(評価指標)	H11	H12	H13	H14	H15
健康危機管理保健所長等研修受講者数(人)	—	—	168	343	260
保健所長充足率(%)	97.3	97	94.8	95	96
地域における健康危機管理のための手引書(作成自治体数)	—	—	56	76	106

(備考)
健康危機管理保健所長等研修については、平成13年度から開催。
健康危機管理のための手引書については、平成13年度から調査。

2. 評価

(1) 現状分析

現状分析

人口の高齢化や生活様式の変化等が急速に進行する中で、生活習慣病の予防や近年の健康危機事例の多発など地域保健を取り巻く新たな課題に対処するため、地域保健対策の的確な推進を図っている。

(2) 評価結果

政策手段の有効性の評価

保健衛生施設等施設整備費補助金により市町村保健センターの整備は着実に進んでおり、また、保健師の計画的な増員により、人材の確保も進んでいる。(なお、平成6年の地域保健法の改正で、保健所を地域保健の広域的、専門的かつ技術的拠点として位置付け、都道府県が設置する保健所については二次医療圏及び老人保健福祉圏を参考して所管区域を設定しなければならないこととされたことから保健所の数については減少傾向にあるが、保健所の機能強化は図られている。また、身近で利用頻度の高い保健サービスは、市町村において一元的に提供されており、市町村は市町村保健センター等の保健活動の拠点の整備を適切に推進している。)

地域における健康危機管理体制については、健康危機管理に関する研修により、その確保が図られている。また、保健所長充足率は9割を超え、健康危機管理の手引書を備える自治体も増加している。

政策手段の効率性の評価

地域に密着している保健所や市町村保健センター等の地域保健活動の基盤を整備することにより、地域住民の多様化し、高度化する保健、衛生、生活環境等に関する需要に的確に対応する保健活動拠点の機能強化が図られており地域住民の健康の保持及び増進並びに安全の確保が効率的に図られている。

総合的な評価

地域住民に身近な保健サービスを提供する市町村保健センター等の保健活動の基盤整備、地域保健従事者的人材の確保及び資質の向上が図られている。また、健康危機管理手引書を作成した自治体が増加していることから、地域における健康危機管理体制の整備も推進されている。よって、地域保健対策の推進は着実かつ適正に実施されている。

評価結果分類	分析分類
--------	------

3. 特記事項

①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
なし。

②各種政府決定との関係及び遵守状況
なし。

③総務省による行政評価・監視等の状況
なし。

④国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）

- 平成15年10月3日衆議院厚生労働委員会「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律案」に対する附帯決議において「保健所については、地域における感染症対策の中核機関として、国、地方公共団体の関係機関と緊密な連携を図りつつ、住民に対する必要な情報の提供等、その役割が十分果たせるよう体制の強化を図ること。」とされた。
- 平成15年10月9日参議院厚生労働委員会「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律案」に対する附帯決議において「保健所については、地域における感染症対策の中核機関として、国、地方公共団体の関係機関と緊密な連携を図りつつ、住民に対する必要な情報の提供等、その役割が十分果たせるよう体制の強化を図ること。」とされた。

⑤会計検査院による指摘
なし。